

「令和8年度千葉県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」

業務委託企画提案募集要項

1 募集事項

(1) 委託業務名

令和8年度千葉県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

(2) 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 委託予算額

上限 6,932,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、令和8年度当初予算案が成立することを前提としたものです。

このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結しない場合があります。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とします。

(4) 実施方法

企画提案を募り、選考により1団体を決定し、委託事業として実施します。

(5) 企画提案の内容

別添「令和8年度千葉県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業業務委託仕様書」のとおり

2 応募資格

事業を適切に実施できるもので、次の要件を満たす団体とします。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和29年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体であること。
- (2) 無料職業紹介事業の許可を取得して職業の斡旋を行っている実績のある団体であること。
- (3) 審査・選考を行う選定審査委員会（以下「委員会」という。）の開催時までに、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登録されている者であること。
- (4) 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (5) 実施する上で必要となる協議等の措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- (6) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(9) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

3 応募方法・応募期限

(1) 応募書類は次のとおりとし、サイズはA4とします。

(様式第1号) 「令和8年度千葉県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」
業務委託 応募書

(様式第2号) 団体目的等についての確認書

(様式第3号) 団体に関する概要書

(様式第4号) 企画提案書

(様式第5号) 業務実施体制調書

(様式第6号) 類似業務実績調書

(様式第7号) 業務に要する経費見積書

添付書類

ア 定款、寄附行為又はこれらに類する書類

イ 直近2事業年度の事業報告書及び決算（見込）書

ウ 役員名簿（母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の場合は、備考欄に記載）

エ 無料職業紹介事業許可証の写し（原本との照合を要する）

オ 団体の概要等が記載されたパンフレットなど

(2) 提出期限 令和8年2月26日（木）

(3) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
(土・日曜日、祝祭日を除く。)

(4) 提出方法 郵送、持参又は電子メール（提出期限内必着）
※FAXでの応募は受け付けません。

(5) 提出部数 (郵送又は持参の場合) 正本1部、副本8部（コピー可）
(電子メールの場合) 正本1部

(6) 提出先 「8 問い合わせ先・提出先」のとおり

(7) 電子メールで提出する際の留意点

ア 提出形式はPDF形式とすること。

イ 事前にテスト送信を行い、提出先に電話にて受信確認したうえで送付すること。

ウ 送付する際の件名は「千葉県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業に係る申込」とすること。

エ 添付ファイルについては、送信にあたって暗号化又はパスワード（8文字以上、英数字を含む）を設定して送信することとし、添付ファイルと同じメールにパスワードを記載しないようにすること。

オ パンフレット等添付書類について電子メールで送付できない場合は、別途、パンフレット等添付書類のみ郵送又は持参にて提出すること。

4 選考方法

- (1) 選考委員会において以下の審査項目及び審査基準により提出書類を総合的に評価し、最も優れた企画提案を選考します。
- (2) 審査にあたり、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。
- (3) 選考委員会（企画提案書・プレゼンテーション・ヒアリング）は令和8年3月16日（月）に実施する予定です。
なお、詳細については、企画提案者に別途通知します。
- (4) 選考委員会は非公開とし、内容の照会等には答えることができません。
- (5) 一定の基準を満たさない場合、選考しない場合があります。

審査項目	審査基準	
組織の安定性	1	安定的な事業運営ができる組織や体制、協力者や協力団体、財政基盤があるか
就業支援事業	2	人員や事業内容は、事業の目的や仕様書の内容からして適切なものであるか
	3	効果的かつ適切に事業が運営できるよう工夫がなされているか
就業支援講習会の受付事業	4	人員や事業内容は、事業の目的や仕様書の内容からして適切なものであるか
	5	効果的かつ適切に事業が運営できるよう工夫がなされているか
養育費等支援事業	6	人員や事業内容は、事業の目的や仕様書の内容からして適切なものであるか
	7	効果的かつ適切に事業が運営できるよう工夫がなされているか
親子交流支援事業	8	人員や事業内容は、事業の目的や仕様書の内容からして適切なものであるか
	9	効果的かつ適切に事業が運営できるよう工夫がなされているか
業務の管理運営	10	事業実施体制が適切か、個人情報管理への対応・体制が整っているか
	11	必要な設備（事務室）があるか、事業の利用者の利便性に優れているか
実績	12	同種又は類似の事業の実績を有しているか
所要経費	13	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示され、合理的な内容であるか

5 選考結果

- (1) 選考結果は書面にて通知します。
- (2) 選考結果の問い合わせについては一切対応しません。

6 契約

- (1) 受託者は、受託者が行う業務の全部を一括して第三者に再委託することはできません。また、委託事項の一部について再委託を行う場合は、業務委託仕様書等に基づき予め千葉県の承認を受けなければなりません。
- (2) 契約の際、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2）第99条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付してもらう場合があります。

7 その他

- (1) 提出書類はお返しえません。

- (2) 提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (3) 提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。
 - (4) 提出された書類は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
 - (5) この提案に要する経費は、全て提出者の負担とします。
 - (6) 受託後の注意事項
 - ア 千葉県は、本業務の実施状況について、必要に応じて受託者に説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することができます。
 - イ 千葉県は、受託者がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することができます。
 - ウ 本委託業務の実施に当たっては、千葉県と十分協議を行いながら、業務を遂行するものとします。なお、事業内容については、変更・修正する場合があります。
- また、協議により千葉県から指示があった場合には、その指示に従い業務を実施していただきます。

8 問い合わせ先・提出先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎13階

千葉県健康福祉部子育て支援課ひとり親家庭班

TEL 043-223-2320

FAX 043-222-9939

MAIL katei2@mz.pref.chiba.lg.jp